

S-Cube（スクリーン印刷青年会）／会則

初回制定	1999年07月01日
第1回改定	2001年07月14日
第2回改定	2002年07月29日
第3回改定	2004年09月11日
第4回改定	2012年07月07日

◆第1章 総則

- 第1条 本会は、スクリーン印刷に関連している企業、団体、学校等に籍をおくもの、またはスクリーン印刷に関心のある個人をもって組織する青年会である。
- 第2条 本会は、会員相互の交流、各種事業運営を通じ、業界内外へのネットワークづくりを行い、スクリーン印刷に関する情報の受発信基地となることを目指すとともに、会員個々が向上することを目的とする。
- 第3条 本会は、S-Cube（エス・キューブ）と称する。
- 第4条 本会の事務局を役員の中から指名される事務取り扱い責任者が所在する場所に設置する。

◆第2章 会員

- 第5条 本会の会員は、第1条に掲げる資格を有するものであること。
- 第6条 本会への入会は、企業、団体、学校等の単位ではなく個人の資格で入会するものとする。
- 第7条 1 企業、団体、学校等から複数入会を認める。
- 第8条 本会に加入を希望するものは、会員2名以上の紹介により申し込みをなし、役員会の承認を得て入会するものとする。
- 第9条 会員資格の条件として e-mail アドレスを取得していること、または e-mail にて連絡がとれるものとする。
- 第10条 会員の資格は、次の事由によって消滅する。但し役員会の過半数の承認を必要とする。
- 1 第1条の資格を喪失したとき。
 - 2 会員が脱会を申し出て役員会が受理したとき。
 - ・会員の自由脱退については、脱退する旨を記載した書類を、事業年度末日の30日前までに事務局宛提出しなければならない。
 - 3 本会の事業を妨げ、または妨げようとしたとき。
 - 4 本会の事業の利用について不正の行為をしたとき。
 - 5 本会の会員として相応しくない行為をしたとき。
 - 6 年会費を1年以上にわたって滞納したとき。

◆第3章 会費

- 第11条 会員は、本会に必要な経費を、会費として年額1万2千円納入するものとする。会費は、年一括払いとし振込料等のかかる費用については、会員の負担とする。また、年度途中入会の場合も同額とする。
- 第12条 既に納入済の入会金及び年会費は、会員が年度途中の脱会でも返還しない。

◆第4章 事業

- 第13条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- a. スクリーン印刷に関する情報の収集およびその蓄積。

- b. スクリーン印刷に関連した国内外の企業、団体、学校、官庁などとの交流
- c. 各テーマにおける研修会、情報交換会、講演会、勉強会、企業訪問視察等の開催。
- d. 異業種との積極的な交流。
- e. インターネットを介しての積極的な情報活動事業。
- f. 環境問題に関する事業
- g. その他、本会の目的達成のために必要な事業。

◆第5章 役員

第14条 本会に次の役員を置く。

理事 8名以上

監事 2名

第15条 理事のうち会長を1人、副会長を2人以上を選出する。

1. 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長により指示される事業を執行する。また、会長が事故または欠員のときは、その職務を代理し、または代行する。
3. 会長、副会長がともに事故または欠員のときは、役員会において理事のうちからその代理者または代行者1名を定める。

第16条 役員は、下記のとおりの手順に従い選出する。

1. 事業年度の終了の1ヶ月以上前より、役員会において新年度の会長の候補者を選出する。候補者は新年度の開始時において、満50歳未満であることを条件とする。
2. 事務局長は、会長候補者が決定次第速やかに会員に公示する。公示より1週間の期間に全会員の過半数の否認を受ける場合には、役員会は直ちに新しい候補者を選出し、再度会員に可否を諮るものとする。
3. 否認を受けず、承認を得た会長候補者は、速やかに理事及び監事の候補者選出を行い、理事の中から副会長と事務局長ならびに必要なに応じて特別職の候補者を選任する。候補者は、会長候補者同様に新年度の開始時において、満50歳未満であることを条件とする。
4. 新役員の候補者のリストは、新年度の総会において承認を得る。新役員が総会で否認される場合には、前項に戻って選任を行い、承認を得るまで行うものとする。

第17条 役員の任期は1年とし、1年または就任後次の改選期通常総会の終結までのいずれか短い期間とし、再選は妨げない。

1. 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む）のため選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 理事または監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、本条第1項で規定した任期とする。

第18条 監事は、いつでも会計の帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、または理事、事務局に対し会計に関する報告を求め、調査することができる。

第19条 本会は、役員会承認により相談役及び顧問を置くことができる。

1. 相談役及び顧問は、役員会の議決を経て、会長により委嘱される。

◆第6章 総会、役員会及び委員会

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

1. 通常総会は、毎事業年度終了後、2ヶ月以内に開催する。
2. 臨時総会は、必要があるときはいつでも役員会の議決を経て、会長の招集により開催される。また、会員の四分の一以上の要求があったとき、会長の召

集により開催される。

第21条 総会の招集は、開催日の2週間前までに到着するように会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。

第22条 総会においては、次の事項を議決する。

- a. 会則の変更。
- b. 役員を選出ならびに補欠選挙。
- c. 年度事業報告ならびに収支決算報告。
- d. 年度計画及び収支予算。
- e. 本会の解散。
- f. その他役員会において必要と認めた事項。

第23条 総会の議長は、総会ごとに出席者のうちから選出する。

第24条 総会の議決は、出席会員の過半数によって決するものとし、欠席会員の議決権及び選挙権はないものとする。

第25条 総会の議事録は事務局で作成する。

また、総会議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- a. 総会の招集通知日
- b. 開会の日時及び場所
- c. 会員数及びその出席者数
- d. 議事の経過の要領
- e. 議案別の審議の結果（可否の別及び賛否の議決権数）

第26条 役員会は、会長が招集する。

1. 会長が事故または欠員のときは、あらかじめ定められた順位に従い他の役員が招集する。
2. 役員は必要があると認めたときには、いつでも会長に対し役員会を招集すべきことを請求することができる。
3. 役員会の招集は、開催日の2週間前までに日時及び場所並びに議案につき各理事に通知するものとする。

第27条 役員会の議事は、役員過半数が出席し、その過半数で決するものとし、欠席役員議決権はないものとする。

第28条 役員会は、この会則に定める他、次に掲げる事項を議決する。

1. 総会に提出する議案。
2. その他、本会の企画運営に関し必要と認める事項。

第29条 本会は、その事業の執行に関し、役員会の諮問機関として各委員会を置くことができる。

1. 各委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、役員会において決定する。
2. 各委員会の委員長、副委員長等の任命は、役員会において決定する。

◆第7章 資産及び会計

第30条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日をもって終了する。

第31条 本会の資産は次の各項よりなる。

1. 入会金及び会費
2. その他の収入。

第32条 本会の会費は、年1回9月末日迄に徴収するものとする。

第33条 会議及び行事を開催するときは、そのつど必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第34条 会長または会長代理として会を代表して出張する場合のかかる費用は、本会の会計より支払うことがある。

◆第8章 慶弔

第35条 慶弔に関して次のように定める。

1. 会員の結婚式は祝電を会長名でおくる。
2. 会員の葬儀は、弔電、香典（30,000円）、生花を会長名でおくる。
3. 会員の実親・配偶者・実子の葬儀は弔電を会長名でおくる。

◆附 則

1. 本会の会計は、事務局と会計担当理事が行い、監事の監査を受けた後、総会にて報告される。
2. 総会及び役員会、委員会等の会議欠席者は、白紙委任とみなす。
3. 本会の各種通知及び連絡事項等の全てを e-mail で行うものとする。
4. 役員会及び各委員会等の審議事項については、e-mail を介してのメール会議を基本とする。
5. 慶弔に関する情報を入手した者は、速やかに電話連絡にて事務局長、会長、いずれかの副会長の優先順位で連絡する。電報は慶弔費で処理する。

◆メールリングリスト利用規定

1. 会員が S-Cube 関連事項を発信する場合においては、無条件にメールリングリストの利用を認める。
2. 会員が非 S-Cube 関連事項(PR 等を含む)を発信する場合においては、内容が他社(製品を含む)もしくは他人を誹謗中傷するもの、並びに意図的な虚偽情報でない限りメールリングリストの利用を認める。
3. 上記 2 で利用する会員は、メールの先頭に発信者名、内容、目的を明記し、S-Cube 関連事項との区別を明確にする。
4. 非会員が S-Cube 会員に情報発信(PR 等)を行いたい旨依頼があった場合においては、事務局から転送する形をとり、有償で配信を行うものとする。料金は、1 件につき¥5,000とする。
5. メール内容に関する査閲
 - ・ 役員はメールの内容をチェックし、万が一疑義が発した場合には速やかに全役員宛に意見発信する。
 - ・ 役員の総意として問題を認識した場合には、会長名で発信者に対しその事実の指摘と対応を求める。
 - ・ その後においても引き続き問題が継続する場合の処置は会則によるものとする。
6. 配信拒否
 - ・ 会員及び非会員からのメールリングリストによる情報配信を受信したくない会員は、事務局にその旨を申し出ることにより、配信用メールリングリストから自己のメールアドレスを削除できるものとする。
 - ・ 上記を選択した会員については、本会の事業についての案内通知、各会議及び委員会の議事録、その他事務局で必要と思われる本会事項についてのみメールリングリストを通じて配信される。

- ★会員全員宛 member@s-cube.org
- ★役員用 board@s-cube.org
- ★事務局宛 office@s-cube.org
- ★意見受付私書箱 info@s-cube.org (このメールは役員に自動転送されます)